

平成 31 年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出期限

サービス種類	内容	提出期限
【訪問系サービス】 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	前年度の実績で特定事業所加算を算定する場合	平成 31 年 3 月 29 日（金） ※3 月 31 日消印有効
	直近 3 ヶ月実績で特定事業所加算を算定する場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	平成 31 年 4 月 1 日・平成 31 年 5 月 1 日から新たに特定事業所加算を算定する場合	平成 31 年 4 月 9 日（火） の合同説明会にてご提出ください。
	特定事業所加算を算定しない場合	提出不要
【就労系サービス】 就労定着支援 就労移行支援 就労継続支援 （A 型・B 型）	全事業所	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 （機能訓練・生活訓練） 自立生活援助 共同生活援助	平成 30 年度と人員配置区分・加算の区分・加算の内容に変更がある場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	平成 31 年 4 月 1 日・平成 31 年 5 月 1 日から新たに加算を算定する場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	平成 30 年度と人員配置区分・加算の区分・加算の内容に変更がない場合	平成 31 年 5 月 31 日（金） ※消印有効
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 （地域移行・地域定着）	平成 31 年 4 月 1 日・平成 31 年 5 月 1 日から新たに加算を算定する場合、施設区分に変更がある場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	加算の区分・加算の内容に変更がない場合	提出不要
	加算を算定しない場合	提出不要